

平成29年4月から

「介護予防・日常生活支援総合事業」が始まります

介護保険法の改正に基づき「介護予防・日常生活支援総合事業」を平成29年4月1日から始めます。

「介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）」とは？

要支援認定を受けている人や生活機能が低下してきた人が、要介護状態となるのを防いで、活動的で生きがいのある生活を送るための事業です。村が行う事業（介護予防・生活支援サービス）と65歳以上の人がすべてを対象として住民主体で行う介護予防事業（一般介護予防事業）のことを言います。以下は、国の示す事業の概要です。詳しい事業の内容は、今後、お知らせします。

①介護予防・生活支援サービス

これまで介護予防サービス（要支援の方が受けるサービス）を行ってきた事業者の他にも、ボランティアやNPO法人、自治会など、地域のさまざまな人が支援サービスに関わります。

- 訪問型サービス（ホームヘルプ）
- 通所型サービス（デイサービス）
- その他生活支援事業
- 介護予防ケアマネジメント

②一般介護予防事業

心身の状態にかかわらず、人と人とのつながりや地域のつながりを通じて、生きがいや役割を持って過ごせるようにします。

- 介護予防把握事業
- 介護予防普及啓発事業
- 地域介護予防活動支援事業
- 地域リハビリテーション活動支援事業

どういう人が使えるの？

①介護予防・生活支援サービス

- 要支援1・2の認定を受けている人
 - 基本チェックリストで生活機能の低下があった65歳以上の人（ホームヘルプ、デイサービスのみ利用可）
- ※2号被保険者は、要介護認定が必須となります。

②一般介護予防事業

- 65歳以上の全ての人

利用までの流れ（概要）

